

合同会社ユーラスエナジー北野沢「（仮称）北野沢風力発電事業 更新
計画 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 7 年 4 月 3 0 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、「（仮称）北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」について、合同会社ユーラスエナジー北野沢に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 1 項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県下北郡東通村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 1 7, 2 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4 年 9 月 1 日
住民意見の概要等受理	令和 4 年 1 1 月 2 日
青森県知事意見受理	令和 5 年 2 月 8 日
経済産業大臣勧告発出	令和 5 年 2 月 2 4 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6 年 8 月 2 0 日
住民意見の概要等受理	令和 6 年 1 0 月 2 9 日
青森県知事意見受理	令和 7 年 3 月 3 日
環境大臣意見受理	令和 7 年 3 月 7 日
経済産業大臣勧告発出	令和 7 年 4 月 3 0 日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話番号：03-3501-1742（直通）

(別紙)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他事業による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在している。本事業の実施による建設機械の稼働に伴う騒音については、事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値より最大で19dB増加すると予測されているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過しているが、遮蔽物により影響は

低減されると予測されている。

このため、工事の実施に伴う騒音及び風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。また、風車の影に関する事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。また、他事業による過去の環境影響評価図書においても対象事業実施区域及びその周辺でオジロワシ、クマタカ等の飛翔及びバードストライクが確認されていることから、本事業の実施により鳥類に対して、移動の阻害、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 他事業による過去の環境影響評価図書におけるクマタカの生息・繁殖状況を含め、行動圏解析の補正を行い、その結果、クマタカの衝突リスクが相対的に高い風力発電設備については、専門家等の助言を踏まえ、可能な限りクマタカの飛翔確認位置から離隔を確保する等の配置の見直しを検討すること。
- イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。